

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容の表示しています。

指定の番号	福井県知事 第1号
指定の有効期間	平成26年4月16日から平成31年4月15日まで
機関の名称	一般財団法人 福井県建築住宅センター
主たる事務所の住所	福井県福井市御幸3丁目10-15 電話番号 0776(23)0457
代表者氏名	理事長 五十嵐 穰治
業務区域	福井市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市および吉田郡永平寺町の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号および第14号に規定するもの
取り扱う建築物等	床面積の合計が500㎡以内の建築物等で、次の(1)から(3)までのもの (1) 法第6条第1項第2号および第3号の建築物のうち一戸建ての住宅 (住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものまたは50㎡を超えるものを除く。第2号において同じ。)で、法68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物 (2) 法第6条第1項第4号の建築物で、確認の申請書に構造計算の計算書の添付を要しない一戸建ての住宅 (3) (1)および(2)の建築物の敷地内に設ける建築設備および工作物
実施する業務の態様	建築確認および完了検査